

箕輪町における介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス類型

基準	現行サービス相当	A(事業所型)	B(住民主体型)	C(短期集中予防型)
実施方法(支払)	国保連給付	国保連給付(指定)	補助(出来高払)	委託
サービス内容	○身体介護 ○日常生活に必要な生活援助 (掃除・買い物・料理・洗濯・薬の受取り等)	○身体介護 ○日常生活に必要な家庭内で行う生活援助 (掃除・洗濯・調理等) ○日常生活に必要な家庭外で行う生活援助 (ゴミ出し・買い物・薬の受取り等)	○日常生活に必要な住民主体で行える生活援助 (ゴミ出し・買い物・薬の受取り等)	○ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ○体力改善に向けた支援が必要なケース (3～6か月の短期間で行う)
想定事業所	指定事業所	指定事業所 生活管理指導員派遣事業受託事業所	ボランティア団体 地区組織 協力事業所と生活介護支援サポーター	指定事業所
対象者	要支援1・2 総合事業対象者	要支援1・2 総合事業対象者	要支援1・2 総合事業対象者	要支援1・2 総合事業対象者
回数・時間	週1～3回 1時間程度	原則週1～2回 1時間程度 週2回を超える場合は担当者会議にて判断	必要に応じて	週1～2回 1回40分
サービス報酬等	○包括単価(月単価) 週1回程度 11,680円/月 週2回程度 23,350円/月 (参考:1回当たり単価 2,920円)	○1回当たり報酬単価 2,200円(30分～60分) 1,000円(0分～29分)	○1回当たり補助単価 1,000円(30分～60分) 500円(0分～29分)	○1回当たり委託料 6,040円(40分)
サービス利用料	1割または2割	1割または2割	1割	1割
加算・減算	国基準	あり(現行に沿った加算)	なし	なし
上限管理	国保連	国保連	町	町
受給者見込	なし	週1回 20人 週2回 12人	未定	5～10人/年
ケアマネジメント	A(原則的なケアマネジメント)	A(原則的なケアマネジメント)	C(初回のみでのケアマネジメント)	A(原則的なケアマネジメント)
人員基準	①管理者 ※1 常勤・専従1以上 ②訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件:介護福祉士,介護職員初任者研修等修了者】 ③サービス提供責任者 ※2 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件:介護福祉士,実務研修修了者,介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者】  ※1 支障がない場合,他の職務,同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能	①管理者 ※ 専従1以上 ②従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士,介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 ③訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】  ※支障がない場合,他の職務,同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	①従事者 必要数 【資格要件:町が指定する研修を受講することが望ましい】	①従事者 必要数 【資格要件:理学療法士,作業療法士】
設備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品	①事業の運営に必要な広さを有する区画 ②必要な設備・備品	①事業の運営に必要な広さを有する区画 ②必要な設備・備品	①事業の運営に必要な広さを有する区画 ②必要な設備・備品
運営	①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④訪問介護員等の清潔の保持,健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供 等  (現行の基準と同様)	①必要に応じ,個別サービス計画の作成 ②従事者の清潔の保持,健康状態の管理 ③従事者又は従事者であった者の秘密保持 ④事故発生時の対応 ⑤廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①従事者の清潔の保持,健康状態の管理 ②従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③従事者の清潔の保持,健康状態の管理 ④従事者又は従事者であった者の秘密保持 ⑤事故発生時の対応 等

現行サービス相当は  
実施しない